

## 東浦町工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町において発注する工事の請負業者の格付の方法及び基準を定めるものとする。

(格付の方法)

第2条 請負業者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営に関する事項の審査の結果の総合数値（以下「総合数値」という。）及び過去2年間に於ける東浦町が発注した工事の成績（以下「工事成績」という。）並びに信用度を勘案して行うものとする。

(格付基準)

第3条 格付は、当分の間総合数値により別表のとおりとする。

(格付の有効期間)

第4条 格付の有効期間は、格付の施行された日から翌年又は翌翌年の格付が施行される日の前日までとする。

(格付名簿)

第5条 格付したときは、格付名簿を作成する。

(雑則)

第6条 この要領で定めるもののほか、業者の格付に関し必要な事項は、審査会において定める。

附 則

この要領は、昭和54年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

土木一式工事業者	
等級	総合数値
A	950 以上
B	750～949
C	749 以下
建築一式工事業者	
等級	総合数値
A	850 以上
B	700～849
C	699 以下
舗装工事業者	
等級	総合数値
A	1000 以上
B	750～999
C	749 以下
電気工事業者	
等級	総合数値
A	850 以上
B	700～849
C	699 以下
電気通信工事業者	
等級	総合数値
A	850 以上
B	600～849
C	599 以下
管工事業者	
等級	総合数値
A	950 以上
B	650～949
C	649 以下

水道施設工事業者	
等級	総合数値
A	850 以上
B	700～849
C	699 以下
とび・土工・コンクリート工事業者	
等級	総合数値
A	800 以上
B	650～799
C	649 以下
機械器具設置工事業者	
等級	総合数値
A	900 以上
B	700～899
C	699 以下
しゅんせつ工事業者	
等級	総合数値
A	800 以上
B	600～799
C	599 以下
塗装工事業者	
等級	総合数値
A	800 以上
B	650～799
C	649 以下
造園工事業者	
等級	総合数値
A	850 以上
B	700～849
C	699 以下